

告 示

埼玉県告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号で告示した本庄都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

本庄市

二 都市計画事業の種類及び名称

本庄都市計画下水道事業本庄公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から令和十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

- (1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示第二百七十四号、昭和六十年埼玉県告示第六百七十八号、昭和六十一年埼玉県告示第千三百三十三号、昭和六十三年埼玉県告示第九百十三号、平成元年埼玉県告示第千三百八十六号、平成八年埼玉県告示第千八百二十五号、平成十四年埼玉県告示第五百四十六号、平成十八年埼玉県告示第千九百六十七号、平成二十八年埼玉県告示第二百六十一号及び令和三年埼玉県告示第四百十四号の事業地に本庄市字仙南、田中字川岸、字西田、字古社、字稻荷木、字柴海道、字古川及び字前原、沼和田字芝道及び字東田並びに栗崎字欠田及び字向田を加え、都島字村西及び字村東、栗崎字前田及び字東谷、北堀字前山並びに西富田字大久保山及び早稲田の杜一丁目地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

- (1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分
変更なし